

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和四年九月二日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和四年二月十六日奈良県指令郡土第六二―一―一号

令和四年八月十九日奈良県指令郡土第六二―一―一―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年八月十九日郡土第六五二号

公共施設に関する工事の検査済証 令和四年八月十九日郡土第二二五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒郡斑鳩町龍田西四丁目一〇九八番一、一〇九八番六、一〇九八番七、一〇九八番八、一〇九八番九、一〇九八番一〇及び一〇九八番一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市五位堂六丁目五八番地一

山本工務店 代表 山本勝康

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒郡斑鳩町龍田西四丁目一〇九八番六

下水道 生駒郡斑鳩町龍田西四丁目一〇九八番六の一部